

令和5年3月9日  
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域  
武ダ技建創（株） 北海道札幌市白石区中央二条1-6-15 武田ビル  
令和5年3月9日～令和5年4月8日（1ヶ月）  
地域3（関東支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注  
（株）コーケン 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12-7  
令和5年3月9日～令和5年4月8日（1ヶ月）  
地域3（関東支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である武ダ技建創（株）及び（株）コーケンは、令和元年10月16日、関東支社発注の「第三京浜道路 東山田高架橋(P2-P5)塗替塗装工事」において、吊足場解体時のタッチアップ作業中、作業員が開口部から落下し、死亡するという工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課  
以上